



# せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署 (栗原市瀬峰下田50-8 電話0228-38-3131)

## 労働災害は3割減少

表1 労働災害発生状況 (令和4年3月末現在)

	管内 (登米・栗原) 被災者数		県内被災者数	
	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
休業4日以上	50	35	620	688
死亡	0	0	2	3

▶**令和4年**の労働災害 (休業4日以上。以下同じ) による被災者数は、1月～3月までで35人です。▶この被災者数は、令和3年同期の50人を15人下回る30.0%の減少率です (表1参照)。▶一方で、卸売業、小売業を始めとした『**商業**』は、1月～3月までで被災者数が8人と、令和3年同期の2倍のペースで労働災害が発生しています。▶令和3年に被災者数が増加した『**社会福祉施設**』は、1月～3月までで被災者数が5人と、令和3年同期の25%増のペースで労働災害が発生しています。▶『**商業**』『**社会福祉施設**』ともに【**転倒災害**】が最も高い割合を占めています。▶また、『**社会福祉施設**』は、例年、腰痛等の【**動作の反動・無理な動作**】による災害も高い割合を占めています。▶【**転倒**】や【**動作の反動・無理な動作**】による災害は、『**職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害**』 (以下『**行動災害**』という。) とされています。

## 今年も行動災害の防止を

表2 労働災害発生状況 (1月～12月)

	管内 (登米・栗原) 被災者数		県内被災者数	
	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年
休業4日以上	148	181	2,407	3,038
死亡	2	1	15	15

▶**令和3年**の労働災害による被災者数は、**1月～12月までで181人と、令和2同期の148人を33人 (+22.3%) 上回っています** (表2参照)。▶この増加した労働災害のうち【**転倒災害**】は3割を占め、【**転倒災害**】の増加が全体の被災者数の押上げ要因になりました。▶さらに、死亡災害や重篤な災害につながる可能性が相対的に高い墜落・転落災害について『**転倒して墜落する**』災害が『**建設業**』でみられました。▶労働災害ゼロの職場を実現するため、労働災害が増加した業種等はもちろん、労働災害が発生していない職場においても【**行動災害の防止**】を重点とした取組が不断に求められる状況であることは、労働災害の減少がみられる令和4年も変わっていません。【→2面につづく】

# 行動災害の防止

～ 転倒災害の防止について ～

▶瀬峰労働基準監督署は、**リスクの見える化**等とともに【5S活動】を推進しています。▶【5S活動】は、あらゆる業種に共通した概念であるとともに、**安全衛生管理**はもちろん、品質を左右する**全社的な品質管理（TQC）**など安全衛生管理以外のカテゴリでも基本的な位置づけであると考えているからです。▶【5S】は、①『整理』要るものと要らないものを区別し要らないものを捨てる、②『整頓』要るものをきめられた場所にキチンと置き、誰でも分かるように明示する、③『清掃』常に清掃し綺麗な状態を保つ、④『清潔』整理・整頓・清掃を維持する、⑤『躰（しつけ）』教えられたルールを守り習慣化する、ことです。▶例えば、『整理』として「凹凸をなくす」、『整理・整頓』として「つまづきに繋がるコードは撤去するか、覆いをして表示をする」といったことです。▶つまり、既に見慣れた環境となっている職場を【5S】の視点を持って整理・分析し、改善していくのが【5S活動】です。▶一方で、重篤な労働災害が発生する職場は、①担当者に作業が任せっきりだったり、②勤務経験が長い者に作業が任せっきりだったり、③声の大きなメンバーに左右された意思決定となり、有効な少数派の意見が考慮されなかったり、行動の選択の具体的な評価がなされなかったりした結果、集団全体が安全への関心が低い方向にシフトする傾向がみられます。▶このため、経営トップの皆さまにおかれましては、まずトップが【5S活動】の有効性を改めて認識し、関心を持ってその推進を表明し、全員参加の【5S活動】を推進していただきますよう、お願いいたします。

## 感染拡大の防止に向けて

▶新型コロナウイルスの新規感染者数は全国で減少傾向となる一方、地域によっては感染の第6波のピークを上回ったり、増加が続いたりしている地域もあり、基本的な対策の徹底が必要な状況が続いています。▶つきましては、職場における新型コロナウイルス感染症の防止等に向け、引き続き、①テレワーク・時差出勤などの推進、②体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気づくり、③職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫、④休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけ、⑤手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策、である「**取組の5つのポイント**」について、その確認や実施をお願いいたします。

### ■ 宮城労働局

「新型コロナウイルス感染症防止対策」



### ■ 厚生労働省

「働く方・経営者への支援などのリーフレット  
一覧（新型コロナウイルス感染症）」

